

令和6年6月28日  
物流・自動車局  
審査・リコール課

## 自動車メーカー4社の不正行為に関する国土交通省の対応等について

国土交通省では、型式指定申請における不正行為の報告があったマツダ、ヤマハ発動機、本田技研工業及びスズキの4社に対し、今月5日より順次立入検査を行い、事実関係の確認、精査を行うとともに、不正行為が確認された車種について、基準適合性の確認を行ってまいりました。

この結果等を踏まえ、本日、国土交通省において、以下の対応を行いました。

- (1) 立入検査の結果の公表
- (2) マツダ、ヤマハ発動機及び本田技研工業に対する指導
- (3) 4社の不正対象車種の基準適合性の確認結果の公表  
並びにマツダ及びヤマハ発動機の現行生産車3車種の出荷停止指示の解除

また、本日までに、型式指定申請における不正行為の有無について調査継続中であった17社中15社からは、不正行為はない旨の報告がありました。

### 1. 自動車メーカー4社の不正行為に関する国土交通省の対応について

#### (1) 立入検査の結果について

国土交通省は、令和6年5月末までに不正行為の報告のあった、マツダ、ヤマハ発動機、本田技研工業及びスズキの4社に対し、今月5日より順次立入検査を実施した。

立入検査において、4社から報告があった不正行為の事実関係や、組織体制等を確認した。また、マツダ、ヤマハ発動機及び本田技研工業においては再発防止策を実施中であること、スズキにおいては再発防止策の実施を完了していることを確認した。

なお、4社において新たな不正行為は発見されなかった。

#### (2) マツダ、ヤマハ発動機及び本田技研工業に対する指導について

立入検査の結果を踏まえ、型式指定申請における不正行為の再発を防止するため、本日、マツダ、ヤマハ発動機及び本田技研工業に対し、各社において策定した再発防止策を確実に実施するとともに、その実施状況について、当分の間、半年ごとに報告するよう指導した。

#### (3) 4社において不正行為が確認された車種の基準適合性の確認結果について

4社において不正行為が確認された計31車種について、基準適合性の確認を行ったところ、31車種全てについて、基準に適合していることを確認した。

このため、マツダ及びヤマハ発動機に対する現行生産車計3車種（マツダ2車種、ヤマハ発動機1車種）の出荷停止の指示を解除した。

## 2. 型式指定申請における不正行為の有無等に関する調査の追加報告について

型式指定申請における不正行為の有無等に関する調査について、本日までに、調査継続中であった17社のうち15社から不正行為はない旨の最終報告があった。本日時点の報告結果は以下のとおり（詳細は別紙参照）。

なお、調査継続中の2社に対しては、最終的な調査結果の速やかな提出を指示した。

<u>調査完了</u>	83社
不正行為なし	79社
不正行為あり	4社（マツダ、ヤマハ発動機、本田技研工業、スズキ）
<u>調査継続中</u>	2社
現時点で判明した不正行為なし	1社
現時点で判明した不正行為あり	1社（トヨタ自動車）

（問い合わせ先）

物流・自動車局 審査・リコール課 小磯、木内、蛸原

代表：03-5253-8111（内線 42313、42314）

直通：03-5253-8595